

自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令（令和 7 年防衛省訓令第 5 1 号）第 6 条の規定に基づき、自衛隊海上輸送群の航泊日誌に関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群の航泊日誌に関する達

（趣旨）

第 1 条 この達は、自衛隊海上輸送群の使用する船舶に備える航泊日誌の種類、様式、取扱い及び記載要領に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、「船舶」とは、自衛隊海上輸送群の使用する船舶をいう。

（航泊日誌の種類及び様式）

第 3 条 航泊日誌は、航泊日誌（甲）及び航泊日誌（乙）の 2 種類とし、その様式は、それぞれ別記様式第 1 及び別記様式第 2 のとおりとする。

（航泊日誌の区分）

第 4 条 航泊日誌は、次の表の左欄に掲げるものについて、それぞれ当該右欄に掲げる船舶に備え置くものとする。

航泊日誌（甲）	輸送艦
航泊日誌（乙）	輸送艇

（航泊日誌の記載期間）

第 5 条 航泊日誌は、船舶が自衛隊海上輸送群の編成に加わり又は配属されたときから当該船舶が除籍されるまで記載するものとする。

（航泊日誌の取扱区分等）

第 6 条 航泊日誌の取扱区分及び保全措置については、陸上幕僚長が別に定めるものとする。

（航泊日誌の記載者）

第 7 条 航泊日誌は、当直士官（哨戒配備で航行中は、航海指揮官又は哨戒長。以下同じ。）監督の下、別記様式第 3 により船舶の長の指定する者が記載し、当直士官は、当直終了後、必要事項を確認し、その氏名を自署する。ただし、表紙、内表紙、船舶内編制、運航・機関運転関係者、標準コンパス自差表、発着地、停泊地及び艦（船）位の各欄は、航海長が記載に当たるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当直士官を配員できない船舶にあつては、現当直員の先任者又は前項に定める様式により当該船舶の長の指定する者が記載するものとする。

3 内表紙の船舶の長及び航海長の欄は本人が自署する。

4 航海長は、毎日航泊日誌を閲覧した後所定の欄に押印し、誤り、記載漏れ等を発見した場合は、当該当直士官に訂正を求めなければならない。

（航泊日誌の点検）

第8条 船舶の長は、航海中にあつては毎日、停泊中にあつては週毎、航泊日誌を点検した後、所定の欄に押印又は自署するものとする。

2 航泊日誌（乙）を備える船舶の長であつて、当該船舶が隊の編成に加わっている場合にあつては、前項に加えて、当該航泊日誌を翌月の始めに所属の隊司令に提出し、所定の欄に押印を受けなければならない。

（航泊日誌の保存）

第9条 航泊日誌の保存期間を30年とする。

2 前項に定める保存期間は、航泊日誌の記載が終わった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものとし、船内に1年間備え置いた後、速やかに陸上幕僚監部に移管し、保存する。ただし、航泊日誌（乙）にあつては、その船舶内に備え置く期間中であつても、これを当該船舶の所属する司令部の陸上施設に保存することができる。

3 船舶が除籍した場合は、前項の規定にかかわらず、当該船舶の航泊日誌を速やかに陸上幕僚監部に移管するものとする。

（航泊日誌の管理者等）

第10条 航泊日誌の管理者等を次のとおりとする。

保管場所	管理者	管理担当者
船舶内	陸上自衛隊行政文書管理に関する達（陸上自衛隊達第32-24号（令和4年3月30日））第26条第1項に規定する文書管理者	航海長又はそれに準ずる者
陸上幕僚監部	陸上幕僚長の指定する者	

（当直記録）

第11条 航泊日誌を正確に記載するため、当直記録を備えるものとし、その様式は、別記様式第4のとおりとする。

2 当直記録は、当直士官（当直士官を配員できない船舶にあつては、現当直員の先任者）の監督の下に当該陸曹に必要な事項を記載させるものとする。

3 当直記録は、最後の記載をした日から3箇月間船舶内に保存するものとする。

（航泊日誌の記載の細部事項）

第 1 2 条 航泊日誌の記載に関する細部事項は、陸上幕僚監部装備計画部長が定めるものとする。

附 則

この達は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

（表紙）

航 泊 日 誌
(甲)
令和 年 月
自衛隊海上輸送群

所 属
番 号
船 舶 名

（内表紙）

航 泊 日 誌
(甲)
令和 年 月
自衛隊海上輸送群

所 属
番 号
船 舶 名
船舶の長
航 海 長
最近出渠年月日 令和 年 月 日

(1 頁)

船 舶 内 編 制

区 分	船 舶 の 長	副 長	科			科			科			科			科			科			科			科		
			幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官
定 員																										
現 員																										

記入後、「注意」とする。

乗組幹部等（運航・機関運転関係者）

職 名	氏 名	乗（退）艦 年月日	資格の種別	職 名	氏 名	乗（退）艦 年月日	資格の種別
船舶の長				船舶の長			

[illegible][illegible]

(2 頁)

標準コンパス自差表

測定年月日 令和 年 月 日

測定位置

艦 首	自 差	艦 首	自 差
N		S	
N / E		S / W	
NNE		SSW	
NE / N		SW / S	
NE		SW	
NE / E		SW / W	
ENE		WSW	
E / N		W / S	
E		W	
E / S		W / N	
ESE		WNW	
SE / E		NE / W	
SE		ME	
SE / S		NW / N	
SSE		NNW	
S / E		N / W	
S		N	
記 事			

(3 頁 (表))

年 月 日 曜日 自 至 停泊地

当直士官	時刻	(艦首方位) 針路	航 程		風 向	風浪階級	うねり	動揺	天 気	雲		視 程	海面気圧	気 温	湿 度	海水温度	
			実測 (推定)	測定儀 示 度						雲 形	雲 量						
					航 程		風 速	方 向									右 左
航程速力	航海時間		時 分		時 刻	6	12	18	24	備考							
	航送時間		時 分		艦 位												
	航程(実測) (推定)																
	平均速力																

(4 頁 (裏))

船舶の長印

航海長印

出向時刻

時 分

入港時刻

時 分

[illegible]

(5 頁 (表))

[illegible]

(6 頁 (裏))

[illegible]

（表紙）

航 泊 日 誌	
（ 乙 ）	
令 和	年 月
自衛隊海上輸送群	
所 属	
番 号	
船 舶 名	

（内表紙）

		司令印
航 泊 日 誌		
（ 乙 ）		
令 和	年 月	
自衛隊海上輸送群		
所 属		
番 号		
船 舶 名		
船舶の長		
航 海 長		
最近出渠年月日	令 和	年 月 日

(1 頁)

船 舶 内 編 制

区分	船舶の長	科			科			科			科			科			科		
		幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官	幹 部 官	准 尉	曹 士 官
定員																			
現員																			

乗組幹部等（運航・機関運転関係者）

職 名	氏 名	乗(退)艦 年 月 日	資格の種別	職 名	氏 名	乗(退)艦 年 月 日	資格の種別
船舶の長				船舶の長			

1 運航関係者

職 名	氏 名	乗(退)艦 年 月 日	資格の種別	職 名	氏 名	乗(退)艦 年 月 日	資格の種別

2 機関運転関係者

職 名	氏 名	乗(退)艦 年 月 日	資格の種別	職 名	氏 名	乗(退)艦 年 月 日	資格の種別

(2 頁)

標 準 コ ン パ ス 自 差 表

測定年月日 令和 年 月 日

測定位置

艦 首	自 差	艦 首	自 差
N		S	
N / E		S / W	
NNE		SSW	
NE / N		SW / S	
NE		SW	
NE / E		SW / W	
ENE		WSW	
E / N		W / S	
E		W	
E / S		W / N	
ESE		WNW	
SE / E		NE / W	
SE		NW	
SE / S		NW / N	
SSE		NNW	
S / E		N / W	
S		N	
記 事			

((3 頁 (表)))

年 月 日 曜日 自 至 停泊地

当直者	時刻	針 （船首方位） 路	航程	風向	風浪階級	うねり	天気	雲		視程	海面気圧	気温	海水温度	航海時間	時 分
				風速		方 向		雲 形	雲 量					航走時間	時 分
						階 級								航 程	M L
	2												平均速力	K t	
	4												備 考		
	6														
	8														
	10														
	12														
	14														
	16														
	18														
	20														
	22														
	24														

(4 頁 (裏))

船舶の長印

[illegible]

(5 頁 (表))
(6 頁 (裏))

[illegible]

別記様式第3（第7条関係）

航泊日誌記載者指定簿

[illegible]

寸法：日本産業規格 A 4

（表紙）

当直記録	
令和 年 月	
所 番 船	属 号 舶名

（内表紙）

当直記録	
令和 年 月	
所 番 船	属 号 舶名

(奇数頁 (1 ~ 1 1 9 頁)

令和 年 月 日 曜日 停泊 (至)																				
当直士官	副直士官	時刻	針 (艦首方位) 路	航 程			風 向	風 速	風浪階級	うねり		動揺 左 右	天 気	雲		視 程	海面気圧	気 温	湿 度	海水温度
				実測推測 (錨鎖長)	測定儀 示	平均回転数 総軸毎分				方 向	階 級			雲 形	雲 量					
					航 程															
当直船			艦 位						喫 水	前 部		錨 位			錨鎖長					
										後 部				水 深						
										平 均				底 質						

(偶数頁 (2 ~ 1 2 0 頁))

[illegible]